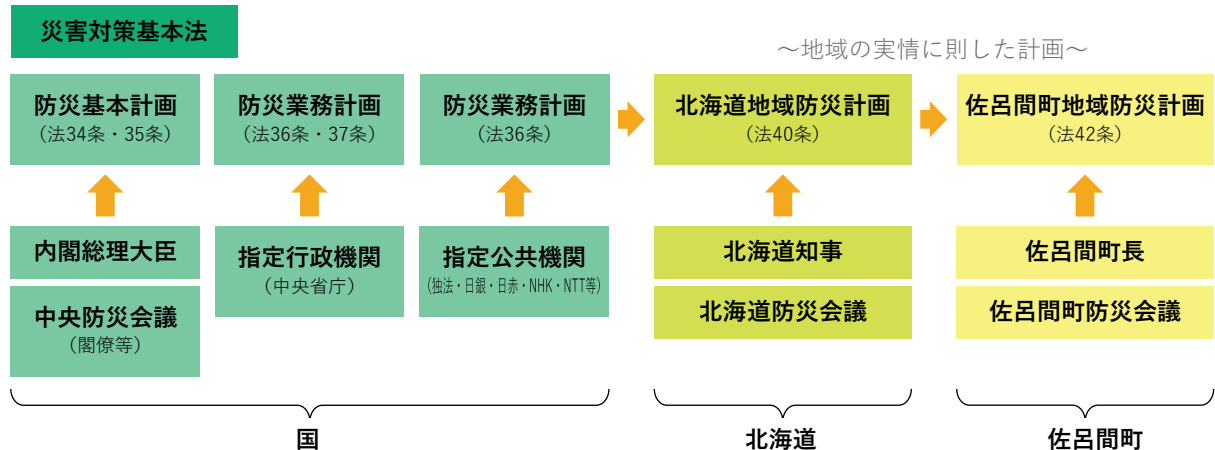


佐呂間町地域防災計画の改訂の概要

1. 改訂の背景

佐呂間町地域防災計画（以下「本計画」。）は、災害対策基本法第42条に基づき、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、地域並びに住民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的として作成しています。

現行の本計画は、東日本大震災の教訓や課題、災害対策基本法や防災基本計画（中央防災会議作成）等の改正等を踏まえて、平成29年2月に改訂したところです。



その後、近年発生した災害の検証及び新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえて、防災基本計画や北海道地域防災計画（北海道防災会議作成）は、所要の修正が行われています。

近年発生した災害		
令和6年1月	能登半島地震	石川県能登半島で最大震度7を観測。地震の直後に津波も発生（4.7m）。2020年頃から活発な地震活動の影響で地震に耐えられる力が低下し、多くの建物が倒壊。死者は240人以上（災害関連死含む）
令和3年8月	令和3年8月豪雨	全国各地の広範囲で記録的な大雨になって、河川の氾濫、土砂災害、道路の崩壊等が多発。
令和3年7月	伊豆山土砂災害	静岡県熱海市伊豆山地区の逢初川で発生した大規模な土砂災害。住宅131戸が被害を受けた。小規模なものも含めて10回以上の土石流が繰り返し発生した。
令和2年7月	令和2年7月豪雨	7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となった。死者82名、行方不明者4名等、極めて甚大な被害が広範囲で発生。
令和元年8月	九州北部豪雨	長崎県から佐賀県、福岡県までの広い範囲にかけて、長時間にわたる線状降水帯による集中豪雨が発生。8月28日を中心として各地点で観測史上1位の記録を更新。
平成30年9月	北海道胆振東部地震	厚真町で震度7、札幌市東区や新千歳空港などで6弱を観測。苫東厚真火力発電所の緊急停止から発生したブラックアウトにより全道295万戸が停電となった。

これらのことを踏まえ、本計画の前回修正以降に改訂された北海道地域防災計画等の上位計画との整合を図り、本町の防災体制の充実を図るため本計画の改訂を行いました。

2. 改訂のポイント

(1) 構成の全面改訂

今後の改訂作業を迅速かつ円滑に実施するため、今回の改訂を契機に北海道地域防災計画の構成に準拠した構成に変更しました。

表 構成

現行計画の構成	改訂後の構成																																										
<table><tr><th>本編</th></tr><tr><td>第1章 総則</td></tr><tr><td>第2章 佐呂間町の概況</td></tr><tr><td>第3章 防災組織</td></tr><tr><td>第4章 災害予防計画</td></tr><tr><td>第5章 災害応急対策計画</td></tr><tr><td>第6章 地震・津波対策計画</td></tr><tr><td>第7章 事故災害対策計画</td></tr><tr><td>第8章 災害復旧・被災者援護計画</td></tr></table>	本編	第1章 総則	第2章 佐呂間町の概況	第3章 防災組織	第4章 災害予防計画	第5章 災害応急対策計画	第6章 地震・津波対策計画	第7章 事故災害対策計画	第8章 災害復旧・被災者援護計画	<table><tr><th>一般災害対策編</th></tr><tr><td>第1章 総則</td></tr><tr><td>第2章 佐呂間町の概況</td></tr><tr><td>第3章 防災組織</td></tr><tr><td>第4章 災害予防計画</td></tr><tr><td>第5章 災害応急対策計画</td></tr><tr><td>第6章 地震・津波災害対策計画</td></tr><tr><td>第7章 事故災害対策計画</td></tr><tr><td>第8章 災害復旧・被災者援護計画</td></tr></table> <table><tr><th>地震・津波防災計画編</th></tr><tr><td>第1章 総則</td></tr><tr><td>第2章 災害予防計画</td></tr><tr><td>第3章 災害応急対策計画</td></tr><tr><td>第4章 災害復旧・被災者援護計画</td></tr></table> <table><tr><th>水防計画編</th></tr><tr><td>第1章 総則</td></tr><tr><td>第2章 水防組織</td></tr><tr><td>第3章 重要水防箇所</td></tr><tr><td>第4章 予報及び警報</td></tr><tr><td>第5章 水位等の観測、通報及び公表</td></tr><tr><td>第6章 気象予報等の情報収集</td></tr><tr><td>第7章 水門等の操作</td></tr><tr><td>第8章 通信連絡</td></tr><tr><td>第9章 水防施設及び輸送</td></tr><tr><td>第10章 水防活動</td></tr><tr><td>第11章 水防信号、水防標識等</td></tr><tr><td>第12章 協力及び応援</td></tr><tr><td>第13章 費用負担と公用負担</td></tr><tr><td>第14章 水防報告等</td></tr><tr><td>第15章 水防訓練</td></tr><tr><td>第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置</td></tr><tr><td>第17章 水防協力団体</td></tr><tr><td>第18章 水防管理団体の水防計画及びその作成要領</td></tr></table>	一般災害対策編	第1章 総則	第2章 佐呂間町の概況	第3章 防災組織	第4章 災害予防計画	第5章 災害応急対策計画	第6章 地震・津波災害対策計画	第7章 事故災害対策計画	第8章 災害復旧・被災者援護計画	地震・津波防災計画編	第1章 総則	第2章 災害予防計画	第3章 災害応急対策計画	第4章 災害復旧・被災者援護計画	水防計画編	第1章 総則	第2章 水防組織	第3章 重要水防箇所	第4章 予報及び警報	第5章 水位等の観測、通報及び公表	第6章 気象予報等の情報収集	第7章 水門等の操作	第8章 通信連絡	第9章 水防施設及び輸送	第10章 水防活動	第11章 水防信号、水防標識等	第12章 協力及び応援	第13章 費用負担と公用負担	第14章 水防報告等	第15章 水防訓練	第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	第17章 水防協力団体	第18章 水防管理団体の水防計画及びその作成要領
本編																																											
第1章 総則																																											
第2章 佐呂間町の概況																																											
第3章 防災組織																																											
第4章 災害予防計画																																											
第5章 災害応急対策計画																																											
第6章 地震・津波対策計画																																											
第7章 事故災害対策計画																																											
第8章 災害復旧・被災者援護計画																																											
一般災害対策編																																											
第1章 総則																																											
第2章 佐呂間町の概況																																											
第3章 防災組織																																											
第4章 災害予防計画																																											
第5章 災害応急対策計画																																											
第6章 地震・津波災害対策計画																																											
第7章 事故災害対策計画																																											
第8章 災害復旧・被災者援護計画																																											
地震・津波防災計画編																																											
第1章 総則																																											
第2章 災害予防計画																																											
第3章 災害応急対策計画																																											
第4章 災害復旧・被災者援護計画																																											
水防計画編																																											
第1章 総則																																											
第2章 水防組織																																											
第3章 重要水防箇所																																											
第4章 予報及び警報																																											
第5章 水位等の観測、通報及び公表																																											
第6章 気象予報等の情報収集																																											
第7章 水門等の操作																																											
第8章 通信連絡																																											
第9章 水防施設及び輸送																																											
第10章 水防活動																																											
第11章 水防信号、水防標識等																																											
第12章 協力及び応援																																											
第13章 費用負担と公用負担																																											
第14章 水防報告等																																											
第15章 水防訓練																																											
第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置																																											
第17章 水防協力団体																																											
第18章 水防管理団体の水防計画及びその作成要領																																											
<table><tr><th>資料編</th></tr><tr><td>資料</td></tr></table>	資料編	資料	<table><tr><th>資料編</th></tr><tr><td>資料</td></tr></table>	資料編	資料																																						
資料編																																											
資料																																											
資料編																																											
資料																																											

(2) 前回改訂以降に指定・公表された災害リスクを踏まえた改訂

ア 災害リスクの指定状況

(ア) 洪水浸水想定区域

北海道は、水防法に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することによって、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨による当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として、下表に示す河川の浸水範囲を洪水浸水想定区域として指定されました。

洪水浸水想定区域に指定されたことによって、本計画に下記の事項について記載しました。

A 避難施設、避難場所、避難経路に関する事項

- ・一般災害対策編 第4章「災害予防計画」第6節「避難体制整備計画」
- ・一般災害対策編 第5章「災害応急対策計画」第4節「避難対策計画」

B 避難訓練の実施に関する事項

- ・一般災害対策編 第4章「災害予防計画」第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」
- ・一般災害対策編 第4章「災害予防計画」第2節「防災訓練計画」
- ・一般災害対策編 第4章「災害予防計画」第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」
- ・一般災害対策編 第4章「災害予防計画」第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」

C 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模な工場の名称・所在地と避難確保計画の作成に関する事項

- ・資料編 資料6-2「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

また、本町は、北海道知事から「指定水防管理団体」に指定されていることから、水防事務の調整及びその円滑な実施のため水防計画の作成を行いました。

表 町内の洪水浸水想定区域

河川名	指定年月日	想定雨量
佐呂間別川	平成29年9月5日	4時間総雨量190mm
仁倉川	令和4年4月25日	2時間総雨量156mm
小野の沢川	令和4年4月25日	1時間総雨量125mm
8線の沢川	令和4年4月25日	1時間総雨量125mm
安斉川	令和4年4月25日	1時間総雨量125mm
成金の沢川	令和4年4月25日	1時間総雨量125mm
三線川	令和4年4月25日	1時間総雨量125mm
武士川	令和4年4月25日	1時間総雨量118mm
四十号の沢川	令和4年4月25日	1時間総雨量125mm
オンネルベシベ川	令和4年4月25日	1時間総雨量126mm

(イ)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(北海道:令和3年8月17日)

北海道は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域として土砂災害警戒区域として指定し、さらに、避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域として土砂災害特別警戒区域として指定されました。

本町の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は、下表のとおりであり、昨今、全国各地で発生している土砂災害の被害状況を踏まえ、本計画に下記の事項を記載しました。

- A 警戒体制の整備に関する事項
- B ハザードマップの配布に関する事項

・一般災害対策編 第4章「災害予防計画」第16節「土砂災害の予防計画」

表 町内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

現象名	警戒区域	特別警戒区域
土石流	66箇所	19箇所
急傾斜地の崩壊	2 箇所	2 箇所
合計	68箇所	21箇所

(ウ)津波浸水想定区域(北海道:令和5年2月20日公表)

北海道は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき、本町の津波浸水想定(最大クラスの津波を想定して、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定するもの)を設定し、同法第 8 条第 4 項に基づき公表されました。

この公表を受けて、本町は、本計画に下記の事項を記載しました。

- A 津波災害に対する予防対策に関する事項

・地震・津波防災計画 第2章「災害予防計画」第10節「津波災害予防計画」

(3)主な改訂の概要

ア 一般災害対策編

【全章】

○「災害時」の用語について「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」と定義。

○「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難開始」へ、「避難指示」及び「避難勧告」を「避難指示」へ規定を変更し、「緊急安全確保」を追記。

【第1章 総則】

◆第1節「計画策定の目的」

○保護する対象者に町民に加え観光客や外国人等も含むことを明記。

○「持続可能な開発目標(SDGs)」の主にゴール「1、2、3、5、6、7、9、11、13、15、17」の達成に資するものであることを追記。

◆第3節「計画推進に当たっての基本となる事項」

○町民の主体的な判断・行動のため「自らの命は自らが守る」意識の徹底や住民主体の取組の支援・強化について規定。

○災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進について規定。

○災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底について追記。

○東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本町の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならないことを規定。

○効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進することを規定。

◆第7節「住民及び事業者の基本的責務等」

○防災意識の向上を図るため、住民の責務として、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄(最低3日間、推奨1週間)など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めることを規定。

○住民及び事業者による地区内の活動の推進に関する事項を追記。

【第3章 防災組織】

◆第2節「気象業務に関する計画」

○気象注意報の基準を気象庁 HP「気象等の注意報の種類と内容」との整合を図るよう修正。

○警戒レベルの運用開始に伴い、大雨・洪水に関する防災気象情報は警戒レベル相当情報(「住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報」として位置づけられたことを規定。

【第4章 災害予防計画】

◆第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」

○地域防災力向上のため、体系的な防災教育訓練の提供、学校における避難訓練と合わせた防災教育の実施、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動への理解促進等に努めることを規定。

○女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めることを規定。

◆第3節「物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画」

○災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努めることを規定。

○観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域については滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄することを規定。

○アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮することを規定。

○厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ることを規定。

○採暖に必要な備蓄等の具体例を追記。

○備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定することを規定。

◆第4節「相互応援(受援)体制整備計画」

○大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、災害の種類や被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、応援・受援体制の構築に努めることを規定。

○災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を把握しておくことを規定。

○応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリスト化など必要な体制を整えておくことを規定。

○災害時に活動が円滑に行われるよう、平常時からNPO、ボランティア等と連携することを規定。

○災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者や運営における役割分担等をあらかじめ明確化するよう努めることを規定。

○災害時におけるボランティア活動の環境整備について規定。

◆第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」

○避難所の運営に関し、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進めることを規定。

◆第6節「避難体制整備計画」

○災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送る学校、公民館等の避難所とを区別するため、町長は、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所としてあらかじめ指定し、また、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、一定の基準を満たす施設を指定避難場所としてあらかじめ指定するとともに、いずれもその内容を住民に周知しなければならないことを規定。

- 住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明等について、日頃から周知に努めることを規定。
- 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から、災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、役割を分担するなど庁内をあげた体制の構築に努めることを規定。
- 地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知と安全な場所にいる人まで避難の必要はないことや親戚・知人宅への避難も選択肢であること等、避難情報への理解の促進に努めることを規定。
- 避難所における冷暖房の確保、充実強化に関して規定。
- 能登半島地震に係る道の自己点検結果を踏まえ、デジタル技術を活用し避難者台帳(名簿)を容易に作成するシステムの整備することを規定。
- 冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めることを規定。

◆第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」

- 個別避難計画の作成に努めることを規定。
- 個別避難計画の作成に当たり、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意することを規定。
- 庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、適切な管理に努めることを規定。
- 避難行動要支援者名簿を作成しなければならないこととされており、原則として、避難行動要支援者本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供することを規定。
- 要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進することを追記。

◆第8節「情報収集・伝達体制整備計画」

- 災害時の重要通信の確保のため、情報収集・伝達体制について訓練等を通じ実効性を確保に留意することを規定。
- 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めることを規定。地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、町、道及び消防本部等を通じた一体的な整備を図ることを規定。
- 情報伝達体制の整備に関する事項を追記。

◆第10節「消防計画」

- 「遠軽地区広域組合消防計画書」に準拠し、全体修正。

◆第13節「雪害予防計画」

- 雪害対策を積極的に実施するための体制に関する事項を追記。

◆第16節「土砂災害の予防計画」

- 土砂災害(特別)警戒区域等の警戒避難体制の整備等に関する事項を追記。

◆第17節「積雪・寒冷対策計画」

- 冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることか

ら、冬期間でも使用可能なトイレの確保に努めることを規定。

◆第19節「業務継続計画の策定」

○災害時の拠点となる庁舎等について、(非構造部材を含む)耐震対策等により、安全性を確保するよう努めることを規定。

【第5章 災害応急対策計画】

◆第3節「災害広報・情報提供計画」

○要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うことを規定。

◆第4節「避難対策計画」

○避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うことを規定。

○避難指示等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるよう伝達することを規定。

○避難指示等の発令にあたって対応する警戒レベルを明確化することを規定。

○避難勧告の避難指示への一本化等令和3年度の避難情報の見直しに伴う、警戒レベルに応じたとるべき行動の修正。

○避難場所に関わらず、被災者に対する福祉的な支援の充実や保健師・福祉関係者との連携した状況把握等に努めることを規定。

○災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設することとされているが、指定避難所を開設するにあたって、高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者のための福祉避難所も開設することを規定。

○避難所が不足する場合には、旅館等の活用も含め可能な限り多くの避難所を開設するとともに周知に努めることを規定。

○避難所における感染症対策のため、必要な場合には旅館等の活用等を含めて平時から検討するよう努めることを規定。

○避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告することを規定。

○避難所における生活環境を良好なものとするよう実態とニーズの把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、段ボールベッドの早期導入や簡易トイレ、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めることを規定。

○避難所における女性や子供等の安全への配慮について規定。

○在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対し提供することを規定。

○災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館等への移動を避難者に促し、特に要配慮者に対しては、予め「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を締結し、その施設を活用するなど良好な生活環境に努めることを規定。

○避難所の運営管理にあたっては、車中泊による避難者の疾病予防対策や冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うことや避難所における食事(食物アレルギー・避難生活の長期化した際のメニューの多様

化、栄養バランス)への配慮を規定。

○スペースの確保、定期的な換気、感染者の隔離・搬送・専用スペースの確保等、避難所における感染症対策について規定。

○広域避難を実施する際の受け入れ可能な施設や移送手段の確保、被災者の希望を踏まえた施設のマッチングなどの留意事項について規定。

◆第7節「広域応援・受援計画」

○冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する旨を追記。

◆第8節「航空機及び無人航空機活用計画」

○情報収集、救助・救急、消火、輸送等のために、防災関係機関が保有する無人航空機を活用することを追記。

◆第19節「電力施設災害応急計画」

○北海道地域防災計画に準拠し、新設。

◆第20節「ガス施設災害応急計画」

○北海道地域防災計画に準拠し、新設。

【第7章 事故災害対策計画】

◆第7節「大規模停電災害対策計画」

○北海道地域防災計画に準拠し、新設。

【第8章 災害復旧・被災者援護計画】

○被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めることを規定。

イ 地震・津波防災計画編

【第1章 総則】

◆全ての節

○北海道地域防災計画に準拠した構成に変更。

【第2章 災害予防計画】

◆第3節「地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」

○女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女の共同参画に努めることを規定。

◆第10節「津波災害予防計画」

○津波災害対策の基本的な考え方や予防対策等について追記。

【第3章 災害応急対策計画】

◆第2節 地震、津波情報の伝達計画

○地震・津波情報に関する事項を修正。

【第4章 災害復旧・被災者援護計画】

◆全ての節

○北海道地域防災計画に準拠し、新設。

ウ 水防計画編

水防法（昭和24年法律第193号第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる町が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川の洪水、内水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とし、北海道水防計画に基づき作成。